

## 下水道施設工事に係る低入札価格調査制度運用基準

令和 5 年 11 月 30 日

制定

(趣旨)

**第 1 条** この基準は、一般土木工事等とは異なる積算体系を有する下水道施設工事に係る天塩町低入札価格調査制度実施要領第 3 条（調査基準価格の設定）の運用について定めるものとする。

なお、最低制限価格の設定については、天塩町最低制限価格実施要領第 3 条により、この運用基準を適用するものとする。

(対象工事及び調査基準価格の算定)

**第 2 条** 対象工事及び調査基準価格の算定は、次によるものとする。

(1) 対象工事は、下水道施設の機械設備工事及び電気設備工事（下水道積算基準による積算体系をとっている場合における機器費を含む工事）とする。

(2) 調査基準価格は、次に掲げる事項の合計額に、消費税率を乗じた金額とする。

ア (機器費×92%+直接工事費)×97%

イ 共通仮設費×90%

ウ 現場管理費×90%

エ 一般管理費×68%

附 則

この基準は、令和 5 年 12 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事に適用する。